

令和3年第4回上里町議会臨時会会議録第1号

令和3年7月28日（水曜日）

議事日程 第1号及び本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 諸報告について
- 日程第 5 （町長提出承認第37号）上里町事務手数料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 （町長提出議案第38号）工事請負契約の変更について
- 日程第 7 （町長提出議案第39号）工事請負契約の締結について
- 日程第 8 （町長提出議案第40号）令和3年度上里町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 9 （町長提出議案第41号）令和3年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について
-

出席議員（13人）

1 番 黛 浩 之 君	2 番 高 橋 茂 雄 君
3 番 高 橋 勝 利 君	4 番 飯 塚 賢 治 君
5 番 仲 井 静 子 君	6 番 猪 岡 壽 君
7 番 齊 藤 崇 君	9 番 植 井 敏 夫 君
10 番 高 橋 正 行 君	11 番 納 谷 克 俊 君
12 番 沓 澤 幸 子 君	13 番 高 橋 仁 君
14 番 新 井 實 君	

欠席議員（1人）

8 番 植 原 育 雄 君

説明のため出席した者

町 長	山 下 博 一 君	副 町 長	江 原 洋 一 君
教 育 長	埴 岡 正 人 君	総 務 課 長	山 田 隆 君
総合政策課長	豊 田 貴 志 君	町民福祉課長	亀 田 真 司 君
健康保険課長	及 川 慶 一 君	まち整備課長	相 馬 伸太郎 君
上下水道課長	根 岸 利 夫 君	学校教育課長	望 月 誠 君
学校教育指導室長	福 島 実 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 下 忠 仁	係 長	飯 塚 剛
---------	---------	-----	-------

開会・開議

午前 11 時 1 分開会・開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回上里町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（猪岡 壽君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、10番高橋正行議員、11番納谷克俊議員、12番沓澤幸子議員、以上3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（猪岡 壽君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長から送付ありました議案は、あらかじめ配付したとおりであります。

朗読については省略いたします。

◎日程第4 諸報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第4、諸報告について。

本臨時会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

◎日程第5 町長提出議案第37号 上里町事務手数料条例等の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第5、町長提出議案第37号 上里町事務手数料条例等の一部を改

正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第37号 上里町事務手数料条例等の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法の中で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部が改正されたことに伴い、関係条例3本について所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正の概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

今回は、3条建ての改正となっております。

まず、第1条による改正でございますが、個人番号カードの再交付手数料に関する改正でございます。

改正の概要ですが、番号利用法の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として位置づけられるとともに、同機構が個人番号カードの発行に係る手数料を徴収すること及び徴収事務を市町村長に委託することができると規定されました。このため、上里町事務手数料条例においては、個人番号カードの再交付手数料に係る規定が不要となるため、同規定を削除するものでございます。

具体的には、第2条第1項において、手数料を徴収すべき事務の種類及び手数料の額を定めているところ、個人番号カードの再交付手数料について定めた同項中第23号の規定を削除いたします。

なお、この改正に当たっては、他の規定への影響を最小限とするため、号の繰上げが不要となる削除方式による改正といたしました。

次に、第2条及び第3条による改正について御説明申し上げます。

改正の概要ですが、番号利用法の一部改正では、個人番号カードの発行・運営体制の抜本的強化及び個人番号を活用した情報連携・特定個人情報の提供範囲の拡大等に関する改正が行われました。この法改正を受け、番号利用法を引用している関係条例2本について改正するものでございます。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

まず、第2条による改正ですが、上里町個人情報保護条例第26条の2は、個人情報の訂正を実施した場合、その旨を個人情報の提供先へ通知することについて規定しております。このた

びの改正により、条文中「総務大臣」とあるのを「内閣総理大臣」と改めます。これは、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更になったことによる番号利用法の改正に伴うものでございます。

また、同条中「第19条第7号」とあるのを「第19条第8号」と改めます。これは、番号利用法において、転職時等において使用者間での特定個人情報の提供を可能とする第19条第4号が新たに追加され、以降の号を1号ずつ繰り下げる改正が行われたためでございます。

次に、第3条による改正ですが、上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第4条は、個人番号の利用範囲について規定しております。第2条と同様に、同条第2項ただし書中「第19条第7号」とあるのを「第19条第8号」と改めるものでございます。

最後に、施行期日については、令和3年9月1日から施行すると定めるものでございます。

以上、上里町事務手数料条例等の一部を改正する条例について、提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第37号 上里町事務手数料条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 町長提出議案第38号 工事請負契約の変更について

○議長（猪岡 壽君） 日程第6、町長提出議案第38号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第38号 工事請負契約の変更について、提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、上里町総合文化センター安全改修工事の契約金額を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

上里町総合文化センター安全改修工事につきましては、令和3年第2回臨時会において御議決いただき、横尾建設株式会社と1億4,421万円で工事請負契約を締結いたしました。

当初、改修工事の内容といたしましては、多目的ホール内に天井脱落防止用防護ネットの設置をはじめ、ホール内の照明器具のLED化及び脱落防止処置、空調設備の改修、壁紙の貼り替え、施設内非常用照明及び避難誘導灯について、改修を行うこととなっておりました。計画した工程に基づき、改修工事を進めてまいりましたが、新たに対応すべき事案が3点発生いたしましたので、本案を提案させていただくものでございます。

第1点目は、多目的ホール内の壁紙を剥がしたところ、多数のひび割れがあることが確認されたことによるものでございます。このひび割れの原因は、壁面の大きさにより、下地の挙動などでボードにひびが入ってしまうことによります。この状況のまま撤去した部分の壁のみを復旧した場合、同様の状況が工事完成後に発生してしまうおそれがあるため、安全性を考慮し、壁面全体にひび割れ防止の目地を設けるものでございます。

第2点目は、ホール天井の照明器具を撤去する際、天井内の既設配線が再使用できる状態ではなく、配線の新設が必要ということが判明したことによるものでございます。既存の配線を撤去し、新たな配線を設置するには、設計時に予定していた移動足場では安全性に問題があるため、新たにホール全面に足場を架設いたします。

第3点目は、機械室内の既存の空調機器を撤去したところ、既存基礎が劣化していることが確認されたことによるものでございます。新設の空調機器を固定するボルトの位置が基礎の劣化部分と重なり、このまま機器を設置すると耐震上も問題があるため、不具合部分の撤去と補強工事を行います。

以上、御説明申し上げた工事内容の変更に伴い、工事請負額につきまして、当初請負額1億4,421万円に対し、216万7,000円を増額し、変更後の請負額を1億4,637万7,000円とするものでございます。

以上、工事請負契約の変更についての提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御

議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

すみません、先ほどの全協とかの質疑を聞いていて、ちょっと思ったんですけども、配線について、既存のものが使えないという状況で、ローリングタワーじゃ厳しいから足場架設しますよということなんですが、足場架設は分かるんですが、その部分で、足場の架設代がどのぐらいなのかだとか、内訳ですよ。配線を新たにすることによって、配線、今、大変銅線も高くなっているようなので、その辺が幾らぐらいなのか、また、撤去がどのぐらいなのか。撤去に伴って、多分雑品で処分すると、そこそこの金額で売れるのかなと思うんですけども、その辺の、電気工事に関して、内部の配線が使えないことに伴う増額の部分の内訳明細を教えてくださいなと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） ただいまの納谷議員の御質問について、すみません、ちょっと手持ちの資料の関係上、一部のお答えのみになる可能性がございますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。お答えできない部分については、こちらのほうから後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

まず、足場のほうの費用といたしましては、今予定しております金額としては、約330万円ほどになっております。増減額としては、約90万円ほどのアップになっております。

あと、配線のほうが、少々お待ちいただきたいと思います。配線以外はよろしかったでしょうか。配線のお答えができればということ、すみません。

電気設備工事の総額ということで御容赦いただきたいと思いますと思うんですが、1,240万円ほどになっております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） すみません、先ほどちゃんと気がついて聞いていればよかったんですけども、1,240万円のうち、増の部分と減の部分があると思うんですよ。当然新たに、

1,240万がそっくり増という考え方でよろしいんですかね。すみません、そこをちょっとお願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございますか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 全協でもちょっと確認させてもらったんですけども、変更による工事代金が216万7,000円ということですが、これは前回の議会のときに、当初の契約金というのは承知しているわけなんですけれども、これ、あれですよ、いつもやっているのが、業務委託かけていますよね。

要するに、ワープ上里の劣化について、安全基準を満たしていないということで、総合的に、以前のときは、こことこことここというふうな指摘、特定されたと思うんですけども、それについて安全性が担保されていないということで、工事契約に至ったと思うんですけども、そのときにやはり、業者との業務委託ということで、要するにこれがこうだから、あれがこうだからということで、このぐらいの金額ということで、ある程度の業務委託の金額、経費を使って、それで、こういった金額、工事契約金額が出てくるんだと思うんですよ。

最終的にはこれ、入札でなったわけでしょうけれども、それにしても、業務委託のときに多分やっていると思うんですけども、壁紙を剥がしてみたらひび割れが発生していたということと、それから空調を、要するに空調が劣化しているわけですから、空調をどこかで撤去してみたら基礎が劣化していると。一般に、後者のほうの空調の基礎というのは、我々素人でも大体イメージが湧くんですけども、コンクリートの上に基礎を打って、その上に空調機が置いてあると思うんですよ。そうすると、それ、撤去してみないと劣化状況が分からないとか、壁紙は単純に、例えば1平米ぐらいのところを仮に剥がしてみたって、ひび割れというのは入っていれば全体的に入るわけですから、分かるわけですよ。それなのに、先ほどちょっと言ったように場当たりので、何かやってから、これが駄目だからこうだよ、追加だよ、追加だよ、追加だよと。それってどうなんですかね、そういう契約自体というのは。

その辺がちょっと、たかが216万7,000円だけれども、ちょっと不可解というか、もう少しこの辺、どうしてこういうふうになっちゃったのか説明していただけますか。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） ただいまの齊藤崇議員の御質問について説明させていただきます。

御懸念いただいている部分につきましては、全て、こちらにつきましても、設計段階で把握

できなかったのかという御指摘と捉えさせていただきますが、その点については、こちらでもできる限り、予算の範囲内最大限使いまして、事前調査ということで、事前設計ですね、委託に出させていただいておりました。しかしながら、この３点挙げさせていただいた部分というのは、設計段階の中では予見し難かった部分になっております。

あらかじめ分かれば、当然これは、当初御議決いただいた予算にも盛り込むべき内容というのは、こちらも重々承知はしておるところではございますけれども、こちらも壁紙も全て剥がしてみて、やはり多数のひび割れがあったということもございます。一部分だけのサンプルだけでは、そういった部分も見えなかったのかなと思います。

やはり工事を進めていく段階で、この３点が判明したというふうに捉えさせていただいておりました、やむなくではございますけれども、こちらのほうの今回の上程に至ったというふうに御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑は。

7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） じゃ、確認しますけれども、業務委託をかけたときの金額を教えてください。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） すみません、ただいま設計の予算の関係の手持ちの資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

11 番納谷克俊議員。

〔11 番 納谷克俊君発言〕

○11 番（納谷克俊君） ちょっとしつこくてすみません、先ほど配線に関して、増の部分が1,240万ということだったんですけれども、それだと、今回の増額が216万7,000円なので、恐らく全体が1,240万なのかな、増額の部分が幾らなのかな、ちょっとその辺の部分が分かればなと思って。

撤去するにも当然お金かかりますが、撤去した銅線はかなりの、今は銅がかなり高い状況なので、新しい配線も古い配線も金額が高いところで、撤去をして、その先、売っちゃう部分は知らないよという話ならあれですけれども、その辺は考慮されるのかな。今、すごい高く売れるんですね。その代わり仕入れも高い。なので、その辺も含めて、申し訳ない、さっき気がつ

けばよかったんですけども、本会議の場で申し訳ないんですけども、内訳を教えてくださいなと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） こちらの説明のほうで、補足としては、こちらもいろいろ減になっている部分もございますので、口でこの場で御説明は難しいところがあるところ、御了承いただきたいと思います。その減になった部分も含めまして考慮いたしまして、今回の200万円ほどの増になっているということをお前提に御理解いただきたいと思います。

配線の、実際に再利用というのも当然、こちらもお考えたところではあるんですけども、一応これは御参考までにですけども、基本的には、既存の今、水銀灯のダウンライトがございます。これをLEDに更新をさせていただきたいというふうに思っております。その中で、LED照明にするに当たって、今現在の既存の配線ですと、安定器を通る部分もございます。安定器を通らないように、LED照明は配線する必要があるというところがございますので、安定器の撤去というのも、非常に天井面から離れた高い位置にございまして、既存の配線を離線することというのが現実的に不可能というか、さらに予算がかかるということもございまして、既存配線を再利用ではなくて、新規の配線にすることに至ったということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 今御説明いただいたので、言っていることは分かるんですけども、そうになってしまうと、先ほど齊藤議員が質問された、業務委託でどうだったんだと、根本の問題になっちゃうのかなという気がするんですね。

確かに、内壁のボードのひび割れ等々がどのくらい入っているかというのは、なかなかクロスが全体に貼ってあるところで、全体の状況はつかめないとしても、水銀灯の、当然、安定器を通して、水銀灯本体を通ると言っているんですけども、それを要するに撤去して、LEDにじかにつなぐのが、ローリングじゃ危ないからとなると、それはリサーチ不足じゃないんですかということになると思います。

私、違った意味での配線が使えないということだと思ったんですよ。なので、今の御説明だと、ちょっと苦しいかなと思うんですけども、ほかの何か原因があるんじゃないんですか。確認です。今の御説明だと、ちょっといかなものかなと思いますけれども。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） すみません、私の説明が至らない部分ございまして、申し訳ございません。

予算の考え方の部分のちょっと補足をさせていただきますと、1階部分の配線の工事を当初行うことになっておりましたけれども、これが必要なくなったということの中で、天井部分の配線工事に充てさせていただきましたということでございます。相殺させていただいたところがございましたけれども、今回、予見できなかったところが御指摘としてあるかなと思うんですけれども、私どもとしても予算の範囲内で、設計業者と現場確認等も、こちらもさせていただきながら、やらせていただきましたけれども、今回の経緯としては、やむを得ず配線を切り替えさせていただきたいということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 全協のときも話をしましたけれども、町民体育館のときの話をしたんですけれども、あのときもやっぱり入札しているわけですよね、しょっぱなにね。今回もそうでしょう、入札しているわけですよ。これ、こういうことだからと町が提案をして、業者がそれに応じて入札に参加してくる。それで落札したのが、今回は横尾工務店と。前は、体育館の場合には塚本工務店だったと思うんですけれども、この辺も、町民体育館のほうなんか額が全然違ったわけですよ。

齊藤議員も言っていましたけれども、やってみたらこうだったというのは、上里だけが、こういう工事請負契約が随時行われているのか、ほかの市町村でもそういうことはあり得るんだと、だから認めてもらいたいということなのか。これはもう、ばんたびこういうことが行われるようじゃ、しょうがないかなと思うんですよ。その辺のところについては、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 高橋勝利議員の御質問に説明させていただきます。

工事、本当に大きい金額の工事契約となつてございまして、その中でやはり、全部対応できない部分というのが出てきてしまう可能性というのはあるのかなと考えております。

これは上里町だけに限ったことではなく、ほかでもやっぱりあり得ることかなとは思っておりますが、今までも御指摘いただいておりますように、なるべく当初の契約の中で全て収まるよ

うな、そういった形にできるように、設計の段階でしっかり精査していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 今回は216万ということで、額的にはそれほどでもないというふうに理解しているんじゃないかと思うんですけども、塚本の場合はこんなんじゃなかったんですよ。ですから、そういうことは、金額、だからいいやとか、少ないからいいやと、そういう問題じゃないと思うんですよ。

この辺のところは今後、入札に関係ないんだったらいいですけども、入札している業者も、このスペースでこれだけの内容について、これだけということを出して落札しているわけですから、その辺のところは、総務課長にもう一回答弁お願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 高橋勝利議員の御指摘のとおり、当初業者とも、しっかりこの金額でということで契約をしているところでございますので、その前段階であります設計についてもしっかりやらせていただいて、業者ともしっかり打合せをした中で適正に進められるように、これから努力してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を……

齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 議案第38号 工事請負契約の変更について、反対の立場から討論させていただきます。

先ほども言いましたように、業務契約の範囲の中で、金額は後でという先ほどの総合政策課長の答弁でしたが、それが分からない、要するにその範囲の、業務契約というのは要するに、こういうところがこうだからこうだよ、だからこういうふうな工事が必要ですよということを指摘するのがメインの仕事だと思うんですよ。それにもかかわらず、サンプル的に1平米ぐ

らい剥がしたんじゃ分からないよということであるなら、当面、壁紙の貼り替えというのは当初予定していたわけだから、全部剥がしてみればいいわけじゃないですか、どうせ貼り替えるんだから。何でそういうことをちゃんとしないで、業務委託の内容でオーケー出しちゃったのか、その辺が不可解です。

よって、私はこの件について反対といたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第38号 工事請負契約の変更についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 町長提出議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長（猪岡 壽君） 日程第7、町長提出議案第39号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第39号 工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、（仮称）リバーサイドロードを整備するため工事請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

次に、工事の概要について御説明申し上げます。

本工事につきましては、全体計画としては総延長約2,000メートルの道路でございます。今回施工いたします延長は430メートル、幅員は9.5メートルとなっております。

主な工事内容は、舗装工3,274平方メートル、擁壁工343メートル、縁石工426メートル、側溝工854メートル、集水ます16基、区画線工1,074メートル、その他、道路土工・構造物撤去工一式となっております。

契約金額は1億1,649万円、消費税額を含む金額でございます。

契約の相手方は、埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原630番地3、木村工業株式会社代表取締役、木村芳雄でございます。

入札実施に当たりましては、入札参加要件を付した事後審査型の一般競争入札を埼玉県電子入札システムにより実施いたしました。

主な入札参加資格としましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において土木工事業A級に格付され、埼玉県本庄県土整備事務所または熊谷県土整備事務所管内に本店の登録があり、過去5年間に車道2車線以上の道路工事の完成実績があるものとしたしました。その他留意点を加えまして、6月11日に公告を行い、町のホームページ及び建設業界紙2紙に掲載し、周知を図ったところでございます。

入札期間は7月1日と2日の2日間とし、開札につきましては、7月5日午前10時から電子入札システムによる開札を実施し、6社が応札した中で、最低制限価格以上の価格で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で応札した木村工業株式会社が落札候補者となったものでございます。

7月7日に、同社の入札参加資格確認申請書等により入札参加資格の事後審査を行い、資格審査会において落札者と確認されましたので、7月15日付で、1億1,649万円で同社と仮契約書の締結を行ったものでございます。

以上、工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） ただいまの説明の中で、契約の相手方の住所で、勅使河原630番地1とおっしゃっていたんですが、議案書には60番地3になっているんですが、そこがどうなのかなということで1点確認です。

2点目でございます。6社応札ということでございましたが、その6社、木村工業さん以外の5社と応札額が幾らだったのか。

工事の内容を伺ったところによりますと、今回、区画線工までということでした。素人なのでよく分からないんですけども、交付金の関係で、完成させる形までやるのかなと思うんですけども、全協で頂いた地図によりますと、両側に農地が張りついているわけでありまして、これ、恐らく耕作されている方がいるのかなと思うんですが、区画線、なおかつこ

この道路、全体2,000メートルのうちの終点・始点、基点と終点両方外れていまして、間ですよ、真ん中をやるということで、区画線までやった後、耕作されている方への利便性を考慮して、交通の一部開放するのか。となってきましたと、当然これ、全体開通する頃には、そこだけ結構なあれだろうな、そこそこ劣化するんだだろうなというふうに思ったりするんですけども、その辺いかがなのかなと思って、3点ほど御質問させていただきます。

○議長（猪岡 壽君） 副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 納谷議員御指摘のとおり、読み間違えました。失礼いたしました。

正しくは埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原60番地3でございます。申し訳ありません。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） すみません、入札のございました6社でございます。金額もでしたっけ、社名でよろしいですか。社名と金額ですね。

第1順位が木村工業で、税抜き価格で恐縮ですが、申し上げます、1億590万円。第2順位が内藤建設工業株式会社、1億620万円、第3順位、株式会社平成で1億1,027万9,000円、第4順位が東和建设で1億1,029万1,000円、第5順位が関口組で1億2,000万、第6順位が真下建設で1億2,300万円で行いました。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 私のほうからは、区画線工を実施するということで、道路のほう、供用開始するかということなんですけども、耕作されている方もいらっしゃいますので、開放できる範囲でちょっと開放していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございますか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 前回、一般質問等で同僚議員からも出ているリバーサイドロードなんですけれども、そのときの町長の答弁で、トータル約2キロメートルを、今回その4分の1、500ちょっとですね、500メートルちょっとを第1順位として工事をするというので、今、この契約金額、1億1,649万という金額で木村工業が落札したという、これはそれでいいんですけども、私が心配しているのは、トータルが約2キロの延長道路、幅員が9.5メートル、こ

こだけを先ほどの地図で見ると、先ほどちょっとありましたけれども、中間、スタートというか、端からというんじゃないくて、中ほどから工事するような予定になっているようですけれども、仮にこれ、全部トータル約2キロの道路が完成するときに、来年度というか、次の工事、その次の工事、その次の工事、4年間かけてというふうなことを私は認識しているんですけれども、それが、次の工事に違う業者、その次もまた違う業者とかなった場合に、要するに継ぎはぎというか、業者違うわけです。だから、工法的には、それは基準はあるんでしょうけれども、その辺がちょっと、多少会社によって違うんじゃないかなと思うんだね。出来上がった2キロの道路が、要するに、何といたらいいんだろう、うまく言えないんですけれども、きれいにつながるのかどうか。

1社だったら、工法はその企業のやり方でやるからいいと思うんですよ。ただ、発注を出した町側が、こういう基準でやってくださいねということは分かっているんだけど、それによっても、できた完成品というのは、多少どこかが違うんだと思うんだよね。そこがちょっと、何となく心配なんですけれども、その辺は今後の、例えば次の工事のときも、同じように入札してやっていくんでしょうけれども、同じ木村工業というふうに、トータルが同じ1社に限らないわけじゃないですか。可能性はあるかもしれないけれども。そのところはどうか。

将来的に、ちょっと予想はつかないかもしれないけれども、できれば同じ1社にずっと、トータル約2キロを工事してほしいというのが私の希望なんですけれども、その辺について、町の考え方というのはどうなのか、お願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 齊藤崇議員の御質問について御説明させていただきます。

工事については、やはり予算的なところもあって、一気に工事を進めることというのは難しいわけでございます。そうした中で、工区を分けて工事を発注するわけでございますが、工事の発注に当たりましては、やはり受注機会の創出というところで、1社での随意契約というのは、なかなかちょっと御理解いただけないかなと思っています。

また、施工に当たりまして、こちら土木業者、今回についても、土木工事業A級の業者でございますし、また、受注される業者さんの条件としまして、配置予定技術者についても、今回、2車線以上の道路工事の完成実績があることというような、そういった高い技術を有している管理者に施工していただくわけでございますし、また町としても、しっかりと現場監督のほうを管理して行って、そういった後々、継ぎはぎの部分で何か支障がないように、しっかりと管理をしてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 例えば、これ本題とちょっとずれちゃうかもしれないですけども、容赦してください。

私がちょっと見ているところによると、上里サービスエリアの下り線が、あそこを、道路を要するに整備しましたよね。クランクになっているところを、藤木戸・勝場線に出るところです。ね、サービスエリアの中のスタンドのところを、こうクランクになって藤木戸・勝場線に出てくるところを真っすぐに整備しました。要するに、危険というか、事故が結構あったんですよね、あそこはクランクで。ちょうど関越のトンネルというか、ところに出るので、すごく事故があったところなので、それを考慮して、勘案して、真っすぐにした工事があります。

それで、何か工事の不具合があって、やり直した経緯があるんですね。どこが初めに工事を請け負ったのか知らないですけども、あそこを通ってみると、側溝の蓋が、コンクリでできているんですけども、かなり傷がついているんですよ。恐らく、私の想像ですけども、要するに最初に工事した業者、そこへまた何かやり直し、手直しの工事を頼んだのかどうか、それは分かりません。でも、当初は側溝の蓋がきれいに、傷なんか全然なかったのが、今歩いてみるとすごいですよ。写真撮って、証拠写真で持ってこようかというふうに思ったこともあるんです、傷だらけ。

あれを要するに、さっきまち整備課長は、ちゃんと立場上、そういうものを検査しますよと言ったけれども、あんなので受入れしちゃうのかと。要するに、工事終わりましたといって、はい、じゃということで契約金払う。そうじゃなくて、工事完了したやつを目視して、これでオーケーですねということで契約完了するのが普通なんだけれども、後で見てください。

だから、そういうことがあるから、要するに継ぎはぎになるとということが心配なんですよ。だから、それは基準、アスファルトの厚さとか、そういうもののみんな基準はあると思いますよ、工法上。だけれども、その企業によっては、やっぱり施工の方法というのが若干違ってくる可能性もある。その辺をだから、心配しているわけですよ。だから、先ほどの私の希望であれば、希望として、トータル約2キロの道路を1社でカバーしてもらいたいというのが希望だというふうに言っているわけです。

後で、ちょっと今余談みたいなこと言っちゃったけれども、サービスエリアのところをちょっと確認してみてください。よろしくお願いします。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 齊藤崇議員の御質問について御説明させていただきます。

そちらの現場のほうは、後で私のほうで、しっかりと確認させていただきたいと思います。

また、先ほどの御説明と重複してしまうんですけれども、やはり技術力の確保というところが、我々としてもすごく大事になってくると思っています。そういった中で、今回の入札条件の中で、配置技術者については一級土木施工管理技士の資格を有していることだったりとか、同様の工事の完成実績があるだったりとか、そういったところで技術者の技術力の確保というところを考えての入札を行っております。

また、工事完成した際には、監督員のほうで現場のほうをしっかりと検査をして、しっかりと施工できていることを確認して、引渡しということで進めてまいりたいと思いますので、こちらの工事については、前回のそちらの工事についても、しっかりと確認はしたとは思っているんですけれども、不備があった点については申し訳なかったなと思いますが、今回の工事についてはしっかりと、そういったことで検査をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 総延長が2,000メートルということで、今回はそのうちの430メートルということなんですけれども、今回は用地が確保できているところで、一番簡単に進むところだなというふうに思うんですよ。その後に一部用地買収が伴う、ここがやっぱり一番ネックだと思うんですね。それで、この2,000メートルを全部やっていくめどというのが立たないと、私は、やはり予算の関係がありますので、一気に全部1年にやるということは、それは不可能だと思います。そうすると、やはり、その都度入札をかけてやっていくんだろうなというふうに思いますけれども、そのめどが立ってから進めるべきじゃないかなというふうな感覚を持っています。

なぜかという、やはり上里町は、生活道路の部分で傷みの激しいところ、あと要望もたくさん出ていますね。それ、なかなか進まない原因が、予算がないことが理由になっていると思うんですね。ですので、ここで一部でも徐々に始めていこうというやり方もあるとは思いますが、それはあるわけなんですけれども、ここに関していえば、やはりめどが立ってからでもいいんじゃないかなと。

優先的には、ずっとずっと積み重なっている請願道路、陳情道路、そういうところじゃないのかなというふうに思ったりするので、そのめど、用地買収も含めて、どのぐらいにやっていける可能性があるのかどうか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 杵澤議員の御質問について御説明させていただきます。

リバーサイドロードの整備に当たりましては、今年度は用地の買収が伴わない箇所から進めているところでございます。やはり用地買収が必要な場所がありますので、リバーサイドロードの整備については、町としてもできるだけ早く整備を進めていきたいと思いますが、やはりそういっためどについても、なかなか、ちょっと地権者さんもいらっしゃいますので、そういっためどの時期についても、なかなかちょっと御説明させていただくことが難しい状況でございます。

しかしながら、関係機関との協議だったり、また地権者様とは、これからしっかりと協議だったり交渉させていただいて、できるだけ早く整備を進めてまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） リバーサイドについてちょっと聞きたいんですけども、以前、町の考えというのは、進まないのは西武建材のところが解決しないと、これがネックになっちゃっているという話でずっと来て、私もそういうふうに理解して、地元の人たちもそういう理解をしているわけですけども、今の課長の答弁だと、それ以外にもっと、用地買収で大変なんですよというのは、ちょっと初めて聞いたんですけども、その辺のところはどうなっているのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 高橋勝利議員の御質問について御説明させていただきます。

昨年度、リバーサイドロードの詳細設計を実施している中で、また県道との交差点の協議だったりも進めているところでございますが、そういった設計を進める中で、西武建材のところ以外でも、一部用地買収が必要となったところがございます。その、具体的に場所は、ちょっと控えたいなと思うんですけども、そういった設計している中で、新たに用地買収が必要になった箇所が生じたというところで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第39号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第8 町長提出議案第40号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第8、町長提出議案第40号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第40号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

令和3年度上里町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,179万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億7,574万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款15国庫支出金は1億1,953万4,000円の増額補正となり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額となっております。

款19繰入金は、3,226万4,000円の増額補正となり、財政調整基金の繰入金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して1億5,179万8,000円を追加し、92億7,574万9,000円とするも

のでございます。

次に、歳出でございます。

款 2 総務費は、1,863万3,000円の増額補正となり、財産管理事業に係る工事請負費、備品購入費、情報ネットワーク事業に係る委託料などの増額となっております。

款 4 衛生費は、9,679万8,000円の増額補正となり、予防対策事業に係る補助金、上水道経営健全化事業水道料金等減免に要する経費などの増額となっております。

款 9 教育費は、3,636万7,000円の増額補正となり、新型コロナウイルス感染症対策応援事業に係る補助金、中学校振興事業に係る補償金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して1億5,179万8,000円を追加し、92億7,574万9,000円とするものでございます。

以上、令和3年度上里町一般会計補正予算（第4号）の提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 豊田貴志君補足説明〕

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7 番 齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 何点かあるんですけれども、まず1点目が、総務課のところの財政管理事業ですね。その中の下の備品購入費、町内公共施設非接触検温カメラ購入費660万円とありますが、これは例えば役場の、何というんですかね、ホール、入口のところですね。今どこも、結構な、そういう公共施設、または開業医とか病院等も、そういう、何というんですか、検温カメラ、導入しているところが多くなっています。

それで、実は、去年の新型コロナウイルス感染症が、1年以上、発生してから、発症してからたっているわけなんですけれども、令和2年7月10日に、上里町議会議長、猪岡壽、上里町長、山下博一宛てに、こういった要望書が出されているんですね。この中に、議長は覚えていると思うんですけども、要望事項として3点、4点、この中にちょっと含まれていなかったのも、私が要望事項の中に、庁舎入口において検温器の設置、要するに入庁者、来庁者の検温の徹底

ということを盛り込んでくれということで、これを盛り込んで、執行部側のほうに要望書を出しているはずなんです。これがだから、約1年前。

1年たってやっとですよ、今こういう案が出てきているんですけども、こんな遅い対応って、これがベターなんですか。もっと早くやるべきでしょう、こんなのは。どうせやるなら、同じ金額ですよ。16施設、20台と言ったかな、さっき。何でもっと早くやらないんですか、こういうことを。どうせやるんでしょう。今さらなんて、ちょっとおかしいと思う。それについて説明してください、まず。

それと、3回までだから、続けていっちゃいますけれども、下から2番目の学校教育課のところですね。給食費の臨時補助金ということで、4か月、この意図、何で4か月なのか。前回は6か月、第3弾のときですか、第3弾じゃなくて第2弾か。その辺ちょっと、申し訳ありません、なんだけれども、やることはいいことなんだけれども、その意図が、半年とか、何で今回は4か月なのか、それを説明してください。

それと、中学校の修学旅行の話が全協のときもありました。私が前回の6月の一般質問でしたように、コロナ禍においての学校の授業、体育祭であったり、運動会であったり、修学旅行であったりということで質問した中で、教育長は、要するにその辺は考慮して、いろんなことを工夫して実施していくということで、当初、今年度はやはり、計画的には京都・奈良というふうに聞いていたんですけども、途中からちょっと、やっぱりコロナの問題で、北陸のほうへシフトしたというふうに聞いているんですね。実際それは北陸のほうへ、何県だか知らないですけども、福井だか石川県だか分からないですけども、そちらのほうへ修学旅行に行っただけでないかなと思うんですよ。そのときの、要するに当初、京都・奈良のほうとの契約を予定していたのが、できなくなったので、ペナルティーとして賠償金が80万7,000というふうになっているのか。

それと、その上の健康保険課、予防対策事業の会計年度任用職員の、今契約している会計年度任用職員の延長については理解できるんですけども、新たに、あと4名ほど増やすということなんですが、これはやっぱり新型コロナウイルスに対する、ワクチン接種だとか、いろんな業務に対する対応するための任用職員だというふうに理解しているんですけども、いきなりこれも、そんな簡単に、いきなり、じゃお願いしますといって、どういう採用基準を持っているんだか知らないですけども、そんな簡単にできるんですか、電話対応とか何とかというのは。やっぱりそれなりのスキルを持っていないとできないでしょう、普通。その辺について説明をお願いします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 齊藤崇議員の御質問の前半部分、2点あったかと思います。非接触検温カメラと給食費の考え方について、私のほうから説明させていただきます。

先ほど議員もお引き合いに出されておりました昨年度の要望書というのは、こちらも理解をしておるところでは、承知は当然しておるところでございます。しかしながら、昨年度、第1弾、第2弾と構成してまいりました事業というのは、その都度の緊急支援策ということで、私どもとしては提案をさせていただいたものというところでございます。ですので、その御要望についても、要望のお一つとして、こちらとしては参考にはさせていただいたというところではございます。

結果といたしまして、今回の提案に至ったわけではございますけれども、今回につきまして引き続き、公共施設に関するカテゴリーの部分を先ほど説明させていただいたかと思います。今後もワクチン接種後ということでも、やはりコロナを含めまして、感染症との共存といいたしましょうか、その部分、コロナが必ずしもなくなるのではないかとということも踏まえまして、公共施設を安心して御利用いただく、住民の方々へのサービス強化ということを考慮いたしまして、検温カメラもその一つとして構成をさせていただいたものでございます。AIカメラの部分につきましては、そういった考えの下で上程をさせていただきました。

また、給食費、4か月ということでございますけれども、先ほども全員協議会でも説明をさせていただきましたが、今回財源というのも、第2弾に比べますと少額になっているということで、予算額のバランスも考えまして、今回は6か月ではなく4か月ということで、全体事業のバランスを取らせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 齊藤崇議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回、補正予算で計上させていただきましたのは、先ほど総合政策課長から御説明ありましたように、2名の会計年度任用職員の延長部分、それと4名の増というようなことでございます。

今お話をさせていただきましたように、2名、もう既に高齢者対応等で、いろいろな知識を持っている職員がそのままいるということと併せまして、当然のことながら、正規職員もその指導に当たるといったところでは、スキルないし対応の部分については対応できるのではないかというふうに考えているところでございます。

また、あわせまして、こういった職員につきましては、常に電話対応するというだけではな

く、ほかの一般業務につきましても行っていただくといったところがございます。現状といたしまして、様々な書類がありまして、そういった処理の関係ですとかというものもがございますので、そういったものも含めて、どうしても仕事量的には増員をさせていただければというふうに御提案をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育指導室長。

〔学校教育指導室長 福島 実君発言〕

○学校教育指導室長（福島 実君） 齊藤崇議員の御質問に御説明させていただきます。

前回6月8日の全協で御説明させていただきましたが、上里中学校、上里北中学校の修学旅行でございます。上里中学校におきましては、6月10日から北陸方面ということで実施させていただきました。上里北中学校におきましては、9月2日からということになりますが、1泊2日で、同じく北陸方面で実施をさせていただきます。そのために、変更に生じました費用でございます。

内訳といたしましては、上里中学校につきましては1人3,425円、161名で55万1,425円がかかっております。また、上里北中につきましては、近畿日本ツーリスト、1人1,980円掛ける129名ということで、25万5,420円ということでかかってしまいました。変更によりかかってしまった費用でございます。大変申し訳ありません。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 私が質問したことに対して、ちゃんと答えてもらっていないんですけれども、だから、検温カメラを導入するのは反対じゃないですよ、反対はしませんけれども、何で1か月前にこういう要望を出した、こんなの全然無視しているということで捉えられちゃうと思うんだけれども。その間1年あるんだけれども、今は3年の7月だから1年以上ある、その間、そういうことを考慮してきたのか。

こういうふうに、議会のほうもこういう問題を提案してきているけれども、要望してきているけれども、どうなのかということ、過程はどうだったの。

いずれにしたって、1年前にこういうことを、どこの自治体でも、早いところは取り組んでいましたよ、こういうもの、検温カメラとか何とかというのを。何でそんな、こんな遅くなって、さっきから言っているように、じゃ1年前にやったって、今やったって金額は、前、去年の8月ぐらいまでにやると、金額はもっと1,000万円ぐらいになっちゃうわけ。今ここは六百幾らだっけ、660万円か。これが去年だと、金額的に跳ね上がるわけ。それとも、ここへ来て、1都3県、また新規感染者が急増しています。そういう観点からの発想なのか。どうせやるん

だったら、もっと早くやりゃいいでしょうがね。もう一度答弁お願いします。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 再質問について御説明させていただきます。

基本的には昨年度、御要望いただいた際というのは7月ですね。こちら支援策の案としては、御要望いただいた際には、もう既に上程の準備に入らせていただいていたということで、そのタイミングには間に合わなかったということは御理解いただきたいと思います。

昨年度は、皆様も、御利用いただいた方もいらっしゃると思うんですけども、タブレット型のA Iカメラではなく、昨年度はこういった、非接触式の体温計というか、検知、ガン式のもの、こちらは各施設も使わせていただいていたということで、決してこちら検温というのを、そこをおろそかにしていたということではなく、ただ、やはり実用性という点では、そういったA Iカメラのほうが瞬時に測れるということと、また、人をわざわざ介さずに自動的に検知機能が働くということもございましたので、私どもとしては、今回上程させていただいたということで御理解いただきたいと思います。ですので、数々の御要望をいただいた中で勘案しまして、今回の上程に至ったということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の質問に説明させていただきます。

庁舎担当の総務課としましても、いらっしゃるお客様が熱があつては困るということで、入口等に、お熱のある方は入室を控えてくださいというポスターを貼らせていただいたり、また、さっき総合政策課長から話がありましたように、会議の席では手持ち式の体温計のほうで測らせていただいて、これまでやってきたところでございます。

今度、この新しいものが配備されれば、議員がおっしゃるような形で、入口でその辺が対応できるかということで、遅くなったところに関しましては申し訳ないと思うんですけども、今後そういったことで対応させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 第3弾がだいぶ遅れてしまったなというふうに思うわけですが、今回提案された内容的には、非常に住民喜ぶものが、たくさん含まれているかなというふうに思います。

それで、この中でちょっと残念だなというふうなことを思うのは、バランスを踏まえて、提案された内容は全部、私、賛成ですけども、ちょっと経済政策というんでしょうか、家計応援にもなって中小企業対策にもなる、そうしたものが、ちょっと若干盛り込まれなかったんじゃないかなというふうな感じがします。

その辺について、どういう考えを持っているのか、その辺のバランスというのも非常に大事なところだと思いますので、今後の第4弾として考えていただけるのかどうかも含めて、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 沓澤議員の御質問について説明させていただきます。

経済対策の部分というところの御質問につきましては、私どもも検討過程では当然、経済対策の必要性というのも庁内で検討してまいりました。しかしながら、第1弾、第2弾も踏まえた上で、また商工会さんですとか、そういった団体様のお話なども伺う中で、ということも考慮しましたし、あとは国・県の支援策、こちらが町では、そこは予算化するには大きい事業になりますし、今回、再三の御説明になってしまいますけれども、今回の予算額、交付金も含めて有効活用させていただく上では、経済活動まで含めるには、ちょっとこちらとしても優先順位としては、今回はあくまでこの3本立てということで、コロナウイルスワクチンの接種、これを促進していこうというお話。

あと、一方で、全住民の方がお困りという状況は変わらないということの中で、できる限り家計の応援をしたいということでの家計応援事業ということ、あとは、やはり行政サービスをこれからも、アフターコロナというか、またウィズコロナということの中で、公共施設を安心して使っていただきたいということ、その将来的な部分も見まして、公共施設の感染防止対策という3本立てにさせていただいたところでございます。

今後も、そういった財源の活用ですとか、そういったものがお話としてあるのであれば、当然、活用策としては、経済対策も策の一つにはなり得るのかなとは当然思います。あとは国・県の動向等も見ながら、また、あわせまして、感染動向も今後、ワクチンが進んでいくことでどうなっていくのかということも総合的に勘案いたしまして、今後の支援策の是非というのは検討されるべき、協議されるべきかなというふうに考えておりますので、御意見として、こちら賜りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君）　あまり細かいことを聞きたくないんですけども、教育長に聞きたいんですけども、中学校の修学旅行が、片方は6月、片方が9月、あまりにも同じ中学校、上里にいる中で対応が違う、月日が違う。行事があるからと言っているんだけど、そんなに同じ町内の中学校で9月と6月で差があるのかというのは、9月に行っちゃうと、大体生徒、受験の、そういうのが控えてくる時期でもあるわけですけども、その辺のところ、なぜそういうふうな3か月も変えなくちゃならなかったかというのを、一つお聞きしたいというふうに思います。

もう一つは、先ほど総合政策課長じゃなくて、答えていましたけれども、飲食店の経営に負担がかかっているというのは目に見えて分かっていると思うんですけども、私は6月のときにそういう質問をしたつもりなんです。それで、今言うと、3本柱で行きますということは、あまり飲食店がコロナの関係で影響を受けているとは思えないというふうに受け止めたんですけども、その辺のところの考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡　壽君）　教育長。

〔教育長　埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君）　高橋勝利議員の御質問にお答えします。

まず、修学旅行は学校行事の一環ですので、教育委員会のほうが主導して、いつに旅行を行いなさいというのではなく、あくまでも中学校の都合によるものでございます。

上里中学校は当初、関西の修学旅行を予定していたのが、やっぱり6月でしたので、行事に教育活動に支障がないというところで、日にちをずらさず、北陸方面というようなことで計画をいたしました。それに対しまして、北中学校につきましては、5月の連休明けの関西の旅行の予定でした。その当初でも一月以上の違いがありますが、そういうこともありまして、また学校行事の都合、業者とのいろいろな打合せの都合で9月になったということです。

取りあえず、北中につきましては、今またコロナが増えているところで、本当に心配される場所なんです。中止でやりませんということではなく、延期でも場所を変えてでもやれるということで計画を立てたところで、ほっとしていたところではございます。ただ、今言いましたように、昨今のコロナの関係で、ちょっと心配しているところではございます。

以上です。

○議長（猪岡　壽君）　総合政策課長。

〔総合政策課長　豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君）　高橋勝利議員の御質問について説明させていただきます。

飲食店のお話が今出たかと思いますが、私どもとしては、第1弾、第2弾、特に第2弾の中で細分化をして、各業界、方面ですね、飲食店さんも含めまして、消費喚起を行うこと

での中小企業様の支援、あとは一方で、福祉施設、医療機関さんへの支援金ということも給付してきたわけでございます。そういった意味では、第2弾でかなり細かい分野まで、細分化した支援という形で打ち出しをさせていただきましたけれども、今回はまた限られた財源の中で、ただ一方で、飲食店さんだけではなくて、当然広く見れば、飲食店さんも大切な住民のお一人ということの中で、住民の皆様が困っていることには変わりはないだろうという中で、今回は特定のというよりかは、ある程度、公平性といいたししょうか幅広く、どうやったら行き渡るかなということになると、やはり家計応援という形を軸に構成をさせていただいたというところで御理解をいただきたいと思います。

先ほどの沓澤議員の御説明にも重なりますけれども、今後の状況等を見ながら、そういった追加支援の有無といいたししょうか、是非というのは、また検討していければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第40号 令和3年第上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 町長提出議案第41号 令和3年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第9 町長提出議案第41号 令和3年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第41号 令和3年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の町独自支援事業といたしまして、水道料金の一部減免事業に伴う補正を行うものです。

支援策といたしまして、メーター使用量を含む基本料金の4か月分を減免いたします。これに伴いまして、営業収益の給水収益を減額し、営業外収益となる臨時交付金を活用した他会計補助金につきまして増額補正を行うものでございます。また、実施するに当たりシステム改修が必要なことから、営業費用の総係費について増額補正を行うものでございます。

では、上里町水道事業会計補正予算書の最初のページを御覧ください。

第1条、令和3年度上里町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和3年度上里町水道事業会計第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款事業収益を既決予定額に対しまして462万3,000円減額し、5億3,917万円とするもので、第1項営業収益を6,052万円減額し、第2項営業外収益を5,589万7,000円増額する補正でございます。

続きまして、支出の第1款事業費を既決予定額に対しまして88万円増額し、4億9,282万3,000円とするもので、第1項営業費用を増額する補正でございます。

次のページを御覧ください。

今回の水道料金の一部減免に伴う他会計補助金につきましては、予算に定める必要があることから補正を行います。

第3条、予算、第10条の次に、次の1条を加えるものでございます。

他会計からの補助金として、第11条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりと定めるものです。

(1) 新型コロナウイルス対策水道料金等減免に要する経費に伴う補助として5,589万7,000円を定めるものです。

以上、令和3年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第41号 令和3年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（猪岡 壽君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和3年第4回上里町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時35分閉会